

○内子町の匠づくり奨励金の交付に関する要綱

平成17年 1 月 1 日

告示第92号

改正 平成29年 3 月31日告示第24号

令和 2 年 3 月 1 日告示第 4 号

令和 4 年 4 月 1 日告示第35号

(目的)

第 1 条 この告示は、内子町で育まれてきた伝統産業の専門的な知識及び技術を修得しようとする者に対し、内子町の匠づくり奨励金（以下「奨励金」という。）を交付し、もって本町の伝統産業の後継者の育成に資することを目的とする。

(交付の対象者等)

第 2 条 町長は、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で奨励金を交付する。

- (1) 大洲和紙製造技術研修者
- (2) 茶の湯炭製造技術研修者
- (3) 桐下駄製造技術研修者
- (4) その他町長が認める伝統工芸品製造技術者

第 3 条 奨励金の交付の対象となる者は、次に掲げる者から技術を修得しようとする者とする。

- (1) 優れた技術者として公の機関から認定されている者
- (2) 前号に定める者から優れた技術を受け継ぐ者

2 前項の奨励金の交付の対象となる者の範囲及び選考の方法並びに奨励金の交付の期間及び額は、別表に定めるところによる。

(交付の申請)

第 4 条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、内子町の匠づくり奨励金交付申請書（様式第 1 号）に、次の書類を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) 内子町の匠づくり奨励金交付対象者推薦書（様式第 2 号）
- (2) 誓約書（様式第 3 号）

(3) 履歴書（市販のもの）

(交付の決定)

第5条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定し、その旨を内子町の匠づくり奨励金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の時期)

第6条 町長は、奨励金を交付する旨の決定を受けた者の請求により、毎月又は四半期ごとに奨励金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し等)

第7条 町長は、奨励金の交付の決定を受けた者又は奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定を取り消し、又は奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付の決定を受けたとき、又は奨励金の交付を受けたとき。

(2) 非行その他の不適当な行為のあったとき。

(3) 研修を怠り、修得の見込みがないとき。

(4) 奨励金交付終了後、5年以内に伝統産業に従事しなくなったとき、又は、内子町の匠づくり奨励金の交付に関する要綱の目的を達成する見込みがなくなったとき。

(5) その他奨励金を交付することが不適当であるとき。

(届出)

第8条 奨励金の交付の決定を受けている者又は奨励金の交付終了後5年以内の者が、疾病、事故等により研修の継続や伝統産業へ従事することが困難となったときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

(報告)

第9条 町長は、奨励金の交付を受けている者から、その者の修得した事項について、必要の都度報告を求めることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の五十崎の匠づくり奨励金の交付に関する要綱（平成16年五十崎町告示第18号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成29年3月31日告示第24号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月1日告示第4号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第35号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	奨励金の交付の対象となる者		奨励金	
	範囲	選考の方法	交付の期間	額
大洲和紙製造技術研修者	本町内に居住し、かつ、大洲和紙製造に関する知識及び技術を修得しようとする者で、奨励金交付終了後、引き続き5年間以上大洲和紙製造に従事することができる、おおむね40歳以下のもの	大洲手すき和紙協同組合の推薦に基づき、町長が選考する。	3年以内	月額12万円
茶の湯炭製造技術研修	本町内に居住し、かつ、茶の湯炭製造に	茶の湯炭製造技術者の推薦に基	3年以内	月額12万円

者	関する知識及び技術を修得しようとする者で、奨励金交付終了後、引き続き5年間以上茶の湯炭製造に従事することができる、おおむね40歳以下のもの	づき、町長が選考する。		
桐下駄製造技術研修者	本町内に居住し、かつ、桐下駄製造に関する知識及び技術を修得しようとする者で、奨励金交付終了後、引き続き5年間以上桐下駄製造に従事することができる、おおむね40歳以下のもの	桐下駄製造技術者の推薦に基づき、町長が選考する。	3年以内	月額12万円
その他町長が認める伝統工芸品製造技術研修者	本町内に居住し、かつ、その他町長が認める伝統工芸品製造に関する知識及び技術を修得しようとする者で、奨励金交付終了後、引き続き5年間以上同工芸品製造に従事することができる、おおむね40歳以下のもの	その他町長が認める伝統工芸品製造技術者等の推薦に基づき、町長が選考する。	3年以内	月額12万円